

## 「社会的養護を必要とする子どもたちのために～千葉県における社会的資源のあり方に関する基本方向～」に対する意見募集結果について

千葉県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会  
社会的養護検討部会 社会的資源あり方検討委員会  
[事務局 千葉県健康福祉部児童家庭課]  
電話 043-223-2322  
FAX.043-224-4085  
e-mail [katei1@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:katei1@mz.pref.chiba.lg.jp)

「社会的養護を必要とする子どもたちのために～千葉県における社会的資源のあり方に関する基本方向～」の意見募集を行い、いただいた御意見と社会的資源あり方検討委員会の考え方を以下のとおりまとめました。

数多くの御意見をいただきまして、ありがとうございました。

- 1 意見募集期間  
平成18年6月28日(水)～平成18年7月27日(木)
- 2 意見の提出状況  
(1) 提出者数 個人8人  
(2) 提出意見 25件  
(3) 提出方法 電子メール(5)、ファクシミリ(2)、郵送(1)
- 3 提出された意見と社会的資源あり方検討委員会の考え方

意見の概要	社会的資源あり方検討委員会の考え方
主に、次の事項に関するご意見をいただきました。 ・ 総論 ・ 児童相談所の取組の抜本的見直し ・ 地域における多様な子育て支援、地域の子育て力の強化 ・ 社会的養護体制の整備拡充 ・ 県立児童福祉施設のあり方  (個々の意見の概要は、こちら(別紙)をご覧ください)	社会的資源あり方検討委員会においては、児童虐待の防止及び社会的養護体制の整備のために必要な取組を県へ提言するという観点から、いただいた御意見も踏まえて、その後さらに2回の委員会、3回の小委員会を重ねて答申案をまとめました。 答申案については、上部組織である千葉県社会福祉審議会児童福祉専門分科会社会的養護検討部会の承認を得て、3月〇日、千葉県社会福祉審議会として県へ答申されました。

- 4 県への答申(平成19年3月)  
社会的養護を必要とする子どもたちのために  
～千葉県における社会的資源のあり方について 答申～ (別紙)

## 「社会的養護を必要とする子どもたちのために～千葉県における社会的資源のあり方に関する基本方向～」に提出された意見

※[ ]内は、基本方向の関連ページを示します。

※いただいた御意見については、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

### 1 総論

No	意見の概要
1	<p><b>【総論】</b></p> <p>内容が全体的に総花的であり、県が限られた予算・人員の中で全てを行うには、膨大な予算・人員が必要である。どのような優先順位で施策を進めるべきか、明確にすべきである。</p>
2	<p><b>【現状と課題】</b></p> <p>基本方向については賛成するが、現在の千葉県の児童養護施設の何が良くて何が悪いかを具体的に述べても良かったのではないかと。</p>

### 2 児童相談所の取組の抜本的見直し

No	意見の概要
3	<p><b>【児童相談所の増設】</b></p> <p>児童相談所の将来の姿を見据えた上で、配置の議論をするべきと考える。市町村における相談体制が充実していけば、児童相談所の業務は少なくなっていくことも考えられる。市町村と児童相談所の役割分担がどう収束するかの見直し抜きでは、将来の児童相談所の配置は語れないのではないかと。市町村と児童相談所がどう役割を分担して各々の機能を担っていくかを述べたうえで、児童相談所の配置を語るべきなのではないかと。</p>
4	<p><b>【児童相談所の増設】</b></p> <p>児童相談所は、単に「1時間程度で移動できる距離」であるだけでなく、建替え等に伴う所管区域の見直しにあたっては、保健所、教育庁、家庭裁判所の圏域との整合に配慮すべきである。</p>
5	<p><b>【児童相談所の専門性の確保（児童福祉司等の勤続年数）】</b></p> <p>児童福祉司の勤続年数について、関係性やケースの面を考えると、同じところに5年いるというのは、一つの区切りであろう。ただ、10年は長すぎる。いろいろなしごらみが出てくる。「5年を目安に異動」としてはどうか。また、児童心理司についても5年でいいのではないかと。</p>
6	<p><b>【児童相談所の専門性の確保（児童福祉司への教員の配置）】</b></p> <p>児童福祉司70人のうち、教員が25人とされており、多すぎる。2～3年で学校に戻れるということで、児童福祉司が育たない。</p>
7	<p><b>【児童相談所の専門性の確保（職員の男女比）】</b></p> <p>平成17年度の相談受付件数の対象児童の男女比をみると、男児が6割以上を占めているが、現実の職員の男女比は近年女性職員の採用が多く、非行児、要保護児童等男児の心理面接場面、一時保護所の生活指導場面での対応が難しい状況にある。また、性的虐待児への面接、状況確認も性別に応じた職員の対応が必要である。</p> <p>ケースワーク場面では、家庭訪問・面接場面において、男女の職員による役割分担が必要となり、男女の職員の比率にアンバランスがあれば、対応に苦慮することも多い。</p> <p>これらのことから、児童相談所職員は、男女のバランスの良い配置が必要である。</p>

No	意見の概要
8	<p><b>【児童相談所の専門性の確保（虐待エキスパートの活用）】</b></p> <p>千葉県では家裁への施設強制入所等の承認を求める申立（第28条申立）は知事の委任を受けた児童相談所長が本人訴訟（弁護士抜き）で行っているが、他県では弁護士が申立代理人として申立するところがあり、裁判所への申し立ては、弁護士が児童相談所長の代理人として申し立てを行えるようにするなど、弁護士の積極的な活用を図る必要がある。</p> <p>また、保護者との対立関係の中に弁護士が介在することにより、保護者への説得力が強化され、事実上の解決を得て取り下げに至ったり、対立後の親支援もスムーズに進んだりすることが期待される。</p> <p>更に、必要によっては弁護士が児童相談所のケース会議に直接参加してもらったり、立ち入り調査に同行してもらったりするなどの活用もあるものと思われる。</p>
9	<p><b>【児童相談所の専門性の確保（虐待対策班の設置）】</b></p> <p>虐待相談の初期対応に対しての専門的な対応に関しては、従来の体制で十分対応できているが、虐待相談を含めて児童相談所の弱点は、施設入所中の児童に対する様々な支援である。</p> <p>さらに虐待相談への初期対応や在宅指導分野へ力を注入できるようにすると共に、施設処遇後の治療的支援をするセクションを新設し、特化することが望ましい。</p>
10	<p><b>【一時保護所の見直し（一時保護所の機能）】</b></p> <p>一時保護所の本来あるべき機能は、援助方針決定のための行動観察で、短期入所が基本である。他に家庭での養育困難な子、施設での不応の子、非行の子どもの保護による生活指導や、保護期間中の家族との再調整等があるが、現状は常時満所状態で、その機能が十分に果たせていない。</p> <p>保護児童の保護日数の長期化には、受け皿となる児童福祉施設の慢性的な満所状態がある。また、入管からの不法滞在の子どもが多数入っていて、本来保護が必要な子どもの保護ができない状態も増加している。</p> <p>なお、一時保護所は、保護者と児童へのケースワーク上、児童福祉司と連絡が密にとれること、児童心理司による密度の濃いアセスメント・心理的ケアが保護児童に必要なことなどから、各所に一時保護所の併設が必要である。</p>

### 3 地域における多様な子育て支援・地域の子育て力の強化

No	意見の概要
11	<p><b>【新たな施策の提案】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策1は、「マーリングリストなど作成」である。この施策の目論見は、同じ問題で悩みを抱えている人達を含め、自分の心境を率直に述べる事で、精神的ケアを視野に入れた施策内容である。</li> <li>・施策2は、「家族と過ごす時間を商店街やクラブなどといったコミュニケーション戦略」である。この施策の目論見は、家族と過ごす時間を増やすことで、家族の絆を深める施策内容である。具体的な施策内容は、例えば、商店街に親子で買い物に行くと割引するなどといった工夫や、子供の成長を綴ったビデオレターなど作成するといった親子の絆を常に振り返り、自己険悪に陥れないようにする為の施策内容である。</li> <li>・施策3は、「性格適正審査によるカウンセリングシステム」である。この施策の目論見は、子供との接し方や自分の子供が思春期など、親子の絆が失われている現状を黙認するのではなく、どのように子供と接していいかわからなくなったとき、団塊の世代やNPO団体のノウハウを生かし、子供との接し方やしつけなどアドバイスをもらいながら接し、相手の立場に立った良心や接し方を身に付け、家族との絆を深めるといったコミュニケーション戦略である。</li> </ul>

No	意見の概要
12	<p><b>【新たな施策の提案】</b></p> <p>本資料にもあったが、最近よく聞く「地域で支える仕組みを作る」とか「取り組みを行う」などのキャッチコピーだが、そんなことが本当にできると信じて、こうゆう事を言っているのか。簡単に地域で支える仕組みと言うが、それらが幻想でしかないことは、繰り返し報道される児童虐待の事件が虚しく証明しているではないか。そうゆう「おりこうちゃん」なコピーは要らない。</p> <p>そうゆう家庭が果たして地域を受入れるのか？地域はそこまで介入するほど他人に感心をもっているのか？なぜ、出来ることから始めないのか？</p> <p>私は近年の虐待の増加には、もちろん親世代の幼稚化や家族関係の希薄化、地域社会への無関心（自己実現のはき違え）なども要因にあると思うが、起きてしまうものは起きてしまうのだ。なぜ、家族（世帯）を保護するという発想に行かないのか？例えば、「ファミリーリサイクルセンター」と言うような、虐待をしてしまった家族を一時的に生活（宿泊）できる施設を作り同じような家族の方を集め（長屋のようなイメージ）時間を掛けて再生していけるような更生施設を作り、家族全体を支えることをし、社会に返すべきだ。そうまでしなければこの悲惨な現状は打破できない。家庭のように密室化・潜在化してしまう環境に再び子供を戻しても、悲劇が繰り返されることは、過去に犠牲となった子供達が命を掛けて私たち大人に教えてくれたことを忘れてはいけない。</p> <p>きれいごとはいらない。もっと本気で、考えるべきだ。子供達はわたしたちの未来なのだから、こうゆうことにもっと「お金」をかけるべきだ。地域、地域、と騒ぐのはそれからだ。残念ながら地域はそこまで再生していない。</p>

#### 4 社会的養護体制の整備拡充

No	意見の概要
13	<p><b>【社会的養護体制の整備拡充策】</b></p> <p>受け皿の確保が、優先順位の第1。社会的養護体制の量の整備拡充は、最重要の緊急の課題であり、抜本的な対策が必要である。例えば、県有地や県有施設の無償貸し付け等、有効な対策をもっと具体的に明示していく必要があるのではないか。</p>
14	<p><b>【社会的養護体制の整備拡充策】</b></p> <p>ボランティアを前提とした、今の里親制度の中では、どんなに啓発をしてもこれ以上里親を増やすのは難しいのではないか。施設でも里親でもない、新たな制度など、もっと別の展開を考えるとときである。</p>
15	<p><b>【施設養護の取組の転換（ケア形態の小規模化）】</b></p> <p>児童養護施設の小規模化には疑義あり。</p>
16	<p><b>【施設養護の取組の転換（ケア形態の小規模化）】</b></p> <p>小規模形態において、メリットも十分あるが、実際、運営上に多くのデメリットもあることは事実である。労働スタッフに関する検討がなく、職員の定員の見直しが必要である（県立と民間の平等）。</p>
17	<p><b>【施設養護の取組の転換（ケア形態の小規模化）】</b></p> <p>小規模施設については、いい点・悪い点がある。大舎制が何でも悪いわけではなく、よさもある。子どものニーズにあった養育課題をやるには、大舎制がいい場合もある。</p>
18	<p><b>【施設の専門性の強化（人材育成）】</b></p> <p>社会的資源の活用には、それを有効に活用できる「人」の問題が大きいと考える。個々の職員が持つ専門的技術のみならず、個々の力を組織として束ねていく管理職クラスが現状の問題を認識し、職員の定着化あるいは人材育成に尽力することが重要と考える。</p>

No	意見の概要
19	<p><b>【施設の専門性の強化（職員の資格）】</b></p> <p>児童養護施設の職員は、児童指導員ではなく、もっと適切な資格の導入について国に要望してほしい。</p>
20	<p><b>【情緒障害児短期治療施設の早期設置等】</b></p> <p>情緒障害児短期治療施設の早期設置が記載されているが、設置が検討されたとしても、設置までには時間がかかることが考えられる。だから、情緒障害児短期治療施設がない状況の中でも、今ある資源を活用して情緒障害児のケアに対応できるような体制を検討し、実施する必要があるのではないか。</p>
21	<p><b>【情緒障害児短期治療施設の早期設置等】</b></p> <p>情緒障害児の定義はあいまいで、情緒障害児短期治療施設への入所が必要な子どもがどの程度いるのか分からない。入所対象児童を定義したうえで調査をし、調査に基づいてどんな規模の施設が必要か、どんな対応が必要かなどを検討する必要があるのではないか。</p>
22	<p><b>【情緒障害児短期治療施設の早期設置等】</b></p> <p>最近、児童にも精神障害の児童が増えており、千葉県においても情緒障害児短期治療施設や児童専門の精神病院の設置等緊急に配慮してほしい。</p>
23	<p><b>【運営上の工夫・プログラムの開発（虐待をした親に対するケアプログラム）】</b></p> <p>基本方向にも触れてあったが、虐待をした親に対するケアプログラムが必要である。親によって大きく違うが、まず、虐待したことを認識してもらい、児童の一時保護や施設入所を機にケアプログラムに参加し、子どもとの接し方を学習してもらい、子どもとの接し方を変えてもらうことによって、子どもの良い変化がかなり期待できるのではないか。</p>

## 5 県立児童福祉施設のあり方

No	意見の概要
24	<p><b>【県立児童福祉施設のあり方】</b></p> <p>県立施設は不要。県立でなければいけない理由はない。一般的に保育所等も含め、子どもを預かる場所では、公務員体質では革新の気概がなく、サービス向上も期待できないため、公務員体制は不要である。</p> <p>特に、乳児院は、どこも民間でやっているから公でやる必要はない。医療ケアができる機能が必要であるが、民間でも医療と結びつけばそれでいい。</p> <p>ただ、新たに施設を設置しようという手が民間から上がらない以上、今の県立施設は必要である。</p>
25	<p><b>【県立児童福祉施設のあり方】</b></p> <p>民営化するにしても、老朽化した今の施設のままではこの民間も引き受けないであろう。</p> <p>早急に建替えをしたうえで、新たな運営主体を探すべきである。</p>